

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
（株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 一 株式会社企業再生支援機構 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 2 （略）	（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第五十三条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 2 （略）